

入札説明書

茨城県立こども病院消火栓ポンプ更新工事に係る入札公告に基づく入札等については、関係法令に定めるもののほか、この入札説明書によるものとする。

1 公告日

令和4年10月7日（金）

2 担当部局

〒310-8555 茨城県水戸市笠原町978番6
茨城県病院局経営管理課 電話 029-301-6517
担当 財務グループ 課長補佐 稲川 徹哉、主事 武石 昂洋

3 入札対象工事

- (1) 工事名 茨城県立こども病院消火栓ポンプ更新工事
- (2) 工事場所 水戸市双葉台3丁目3番地の1
- (3) 工事概要 既存ポンプ一式撤去、新規設置工事 等
- (4) 工期 契約締結日の翌日から令和5年3月30日まで

4 競争参加資格

この工事の入札に参加する者に必要な資格は、次のとおりである。

- (1) 令第167条の4第1項の規定に該当していない者及び同条第2項の規定に基づく茨城県の入札参加の制限を受けていない者であること。
- (2) 茨城県建設工事入札参加資格審査要項（平成7年茨城県告示第473号）に基づき、一般競争入札参加資格の認定を単体として受けている者であること。
- (3) 水戸土木事務所管内に建設業法（昭和24年法律第100号）に基づく主たる本店、支店または営業所等があること。
- (4) 菅工事について、令和3・4年度建設工事入札参加資格者名簿に登載された格付けがA等級であること。
- (5) 次に掲げる基準を満たす主任技術者を対象工事に配置できること。
 - (ア) 甲種消防設備士の資格を有する等、消防設備工事について、建設業法第26条に規定する主任技術者になり得る者であること。
 - (イ) 競争参加資格確認申請のあった日において直接的かつ恒常的な雇用関係がある者であること。競争参加資格確認申請に当たっては、健康保険被保険者証その他直接的な雇用関係があることを証する書類の写しを提出すること。
 - (ウ) 競争参加資格確認申請時に、建設業許可における営業所の専任技術者である者にあっては、以下の条件をいずれも満たす場合に限り、配置予定技術者とすることを認める。なお、営業所の専任技術者が本工事の配置予定技術者として申請された場合は、本工事における現場の職務に従事しながら実質的に営業所の職務にも従事できることを申請者が証したものとみなす。
 - ・本工事を落札した場合に契約を締結する営業所に属する営業所の専任技術者であること。
 - ・属する営業所が、本工事箇所と同一の市町村（水戸市）内にあること。

- (イ) 現在、他工事に配置されている主任技術者にあっては、本工事の契約時に配置できること。
 - (オ) 本工事における配置予定技術者を申請時点で一人に特定できない場合は、複数（3名まで）の者を配置予定技術者とすることができます。この場合、競争参加資格確認資料は、すべての配置予定技術者について提出するものとする。なお、落札者は、契約時に1名を選択するものとする。
- (6) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者（以下「更生会社」という。）又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続き開始の申立てがなされている者（以下「再生会社」という。）でないこと。（更生計画の認可決定後又は再生計画の認可決定が確定した後に茨城県知事が一般競争入札参加資格の再認定をした者を除く。）
- (7) 入札に参加しようとする者が、競争参加資格の確認の申請を行う日から、開札予定日までの期間において、茨城県建設工事等請負業者指名停止等措置要領に基づく指名停止措置を受けていないこと。
- (8) 蒜工事について、契約締結日から1年7月以内の審査基準日の経営事項審査（建設業法第27条の23第1項に定めるものをいう。）を受けている者であること。
- (9) 茨城県暴力団排除条例（平成22年茨城県条例第36号）第2条第1号から同条第3号に規定する者でないこと。
- (10) 対象工事に係る設計業務等の受託者又は受託者と資本若しくは人事面において関連がある者でないこと。

5 設計業務の受託者等

- (1) 4(10)の「対象工事に係る設計業務等の受託者」とは、次に掲げる者である。
 - 株式会社東匠設備設計
- (2) 4(10)の「受託者と資本若しくは人事面において関連のある者」とは、次に該当する者である。
 - ア 株式会社東匠設備設計の発行済株式総数の100分の50を超える株式を有し、又はその出資の総額の100分の50を超える出資をしている建設業者
 - イ 建設業者の代表権を有する役員が株式会社東匠設備設計の代表権を有する役員を兼ねている場合における当該建設業者

6 競争参加資格の確認等

- (1) 対象工事の入札参加を希望する者は、あらかじめ競争参加資格確認申請書（様式第1号。以下「申請書」という。）及び競争参加資格確認資料（様式第2号。以下「資料」という。）各1部を持参又は郵送により提出し、競争参加資格確認通知書の交付を受けなければならない。
 - (ア) 申請書等の受付日時・場所
 - ・ 令和4年10月24日（月）16時まで（ただし、茨城県の休日を定める条例（平成元年茨城県条例第7号）第1条に規定する県の休日（以下「休日」という。）を除く。）
(郵送による受領期限は 令和4年10月21日（金）16時まで（簡易書留郵便に限る。）)
 - ・ 提出先 2の担当部局
 - (イ) 申請書、資料の作成説明会
実施しない。

(ウ) 申請書、資料のヒアリング

実施しない。ただし、提出された申請書及び資料について、説明を求めることがある。

(エ) 競争参加資格の確認は、請書の提出期限日現在で行い、その結果は、競争参加資格確認通知書（様式第3号）により、通知する。

(2) 当該競争参加資格がないと認められた者には、その理由について、説明を求めることができる。

ただし、説明を求める場合には、参加資格がない旨の通知を受けた日から3日以内に茨城県病院事業管理者に書面により行わなければならない。

(3) 受付日時までに申請書及び資料を提出しない者又は競争参加資格がないと認められた者は、本競争入札に参加できない。

7 設計図書

(1) 設計図書は、インターネット上に公開するので、次のアドレスからダウンロードすること。

<http://www.pref.ibaraki.jp/byoin/byokei/nyusatsu.html>

閲覧期間：公告の日から令和4年11月10日（木）

(2) 設計図書に対する質問は、様式第4号により、原則として次の電子メールにより受け付ける。

念のため電話で着信を確認すること。

(ア) 受付先：2の担当部局

(イ) 送信先：t-takeishi@pref.ibaraki.lg.jp

(ウ) 受付期間：令和4年10月28日（金）午前9時から令和4年10月31日（月）午後4時まで
(休日を除く。)

8 現場説明会

実施しない。

9 競争入札執行の日時及び場所

(1) 日時 令和4年11月11日（金）14時00分から

(2) 場所 2の担当部局

10 入札方法等

(1) 入札書は、持参又は郵送（簡易書留郵便に限る。）により提出しなければならない。

(ア) 入札書の受領期限

受領期限 令和4年11月11日（金）13時30分必着

（郵送による受領期限は 令和4年11月10日（木）16時必着）

(イ) 提出先 2の担当部局

(ウ) 提出書類 入札書（様式第5号）、代理人が持参又は郵送する場合は委任状、
競争参加資格確認通知書の写し

(2) 入札に際しては、地方自治法（昭和22年法律第67号）、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）等関係法令を遵守すること。

(3) 入札に当たっては、競争を制限する目的で他の入札参加者と入札価格等についていかなる相談も行わず、独自に入札価格を定めなければならない。また、落札の決定前に、他の入札参加者に

対して入札価格を意図的に開示してはならない。

- (4) 入札参加者が連合し、又は不誠実な行為をなす等の場合において、入札を公正に執行することができないと認められるときは、当該入札参加者を入札に参加させず、又は入札の執行を延期し、若しくは取りやめがある。
- (5) 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する金額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税業者であるか免税業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- (6) 入札者は、その提出した入札書の書換え、引換え又は撤回をすることができない。入札金額の記入ミス等の錯誤又は積算ミス等を理由として入札価格の無効の訴えを提起できないものとする。
- (7) 入札執行回数は、2回とする。初度の入札において予定価格の制限に達して価格の入札がないときは、1回を限度として再度入札をする。したがって、再度入札に参加する意思のある入札参加者又はその代理人は開札時に再度入札のための入札書を持参すること。
- (8) 再度入札においても、予定価格に達した価格の入札がないときは、参加者のうちで最低価格の入札者を随意契約の相手方として、予定価格の制限内で見積合わせを行うものとする。したがって、この場合に見積書を提出しようとする意思のある参加者または代理人は見積書を持参すること。
- (9) 落札者は、入札した者のうち、最低の価格の申込者とする。ただし、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認めるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがあつて著しく不適当であると認めるときは、その者を落札者とせず、次の最低の価格を入札した者を落札者とする。

11 予定価格

事前公表しない。

12 最低制限価格

設定しない。

13 入札保証金

免除する。

14 契約保証金

免除する。

15 請負契約書の要否

要

16 支払い条件

公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）第2条第4項に規定する保

証事業会社と前払金の保証契約を締結した場合は、請負代金額のうち、請負代金の4割で計算した金額以内の前払金を請求することができる。

17 入札の無効

- (1) 次のいずれかに該当する場合の入札は、無効とする。
 - (ア) 入札について不正の行為があった場合
 - (イ) 入札書に記載した金額その他必要事項を確認しがたい場合
 - (ウ) 記名のない場合
 - (エ) 指定の日時までに到達しない場合
 - (オ) 入札書を2通以上提出した場合
 - (カ) 他の代理を兼ね又は2人以上の代理をした場合
 - (キ) 委任状を提出しない代理人が入札をした場合
- (2) この公告において示した競争参加資格のない者のした入札、申請書又は資料に虚偽の記載をした者のした入札並びにこの公告において示した入札に関する条件に違反した入札は無効とする。
- (3) 開札時点において3に掲げる競争参加資格のない者のした入札は、無効とする。
- (4) 開札日までに指名停止措置を受けた者又は他の工事を落札したことによりこの工事に配置予定として申請した技術者を配置できなくなった者のした入札は無効とする。
- (5) 競争参加資格確認通知書により競争参加資格があると認められた者であっても資格確認の日から入札日までの間に指名停止措置を受けた者のした入札は無効とする。

18 当該工事に直接関連する他の工事の請負契約を当該工事の請負契約の相手方との随意契約により締結する予定の有無

無

19 一般競争入札参加資格の認定を受けていない者の参加

4(2)に掲げる一般競争入札参加資格の認定を受けていない者(更生会社については会社更生法に基づく更生計画の認可の決定を受けた者、再生会社については再生計画の認可決定が確定した者に限る。)も、6により申請書及び資料を提出することができる。ただし、入札を執行する前日までに一般競争入札参加資格の認定を受け、4の競争参加資格を満たしていなければならない。

20 その他

- (1) 提出された資料は、返却しない。ただし、公表、又は無断で他の目的に使用することはしない。
- (2) 申請書又は資料に虚偽の記載をした場合においては、指名停止措置を行うことがある。